○東北地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
にかほ市金浦字高森二七番一から同市金浦字高森一九番一まで	前	一八・一六～七一・九〇メートル	一〇〇キロメートル
	後	一八・一六～四三・六七	〇〇・一〇〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙北市角館町西長野熊堂二二五番一から同市角館町西長野熊堂三〇五番七まで	前	一二・五〇～三三・一六メートル	〇〇・二四五キロメートル
	後	一二・五〇～二三・三八	〇〇・二四五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	大阪府泉南郡岬町孝子一四〇八番一から同町孝子三一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月七日十五時

○近畿地方整備局告示第百九十号

平成二十九年十月八日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大阪府泉南郡岬町孝子一四〇八番一から同町孝子六八九番一まで	前	七八・二〇～一六二・二〇メートル	〇〇・一九六キロメートル
	後	七五・〇〇～一五二・三〇	〇〇・一九六

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所

○北海道開発局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道常呂郡訓子府町字開盛三〇六番一二地内	前	七二・一〇～七二・四三メートル	〇〇・〇〇三キロメートル
	後	七〇・六六～七二・四三	〇〇・〇〇三

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線三九番二から同道常呂郡訓子府町字緑丘三〇八番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月九日十六時

人事異動

内閣

特命全権大使（十月三日）

願に依り本官を免ずる

畑中龍太郎

最高裁判所

名古屋高等裁判所判事　村山　浩昭

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

札幌高等裁判所判事　高橋　徹

名古屋高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事　登石　郁朗

札幌高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　本多　知成

釧路地方裁判所判事に補する

釧路地方裁判所長を命ずる

兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する

釧路家庭裁判所長を命ずる

釧路簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事　大西　勝滋

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

簡易裁判所判事　大西　勝滋

横浜簡易裁判所判事に補する（以上九月三十日）

判事兼簡易裁判所判事　間明　宏充

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する

同　伏見　英　同　塚原　聡

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　本多久美子

神戸地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

神戸簡易裁判所判事に補する